

## 再生可能エネルギー発電施設建設に関する法整備について

四 国 部 会 提 出  
説 明 担 当 須 崎 市

(理 由)

東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーの普及を促す国の政策に応じて、太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電施設が増加している。

このような中、特に発電規模の大きい太陽光発電施設の建設に関しては、広大な敷地を造成し多くのソーラーパネルを設置することから、大規模な森林伐採による土砂・泥水の流出やこれに伴う定置網漁などの沿岸漁業への深刻な影響、さらには自然災害発生危険性の拡大や景観の破壊といった住環境の悪化を心配する声が高まっている。

本市においても、メガソーラーを建設することが民間事業者により計画されていたが、地元住民等を中心とした建設反対運動が起こったこともあり、計画は中止となったところである。これら住民の多くは再生可能エネルギー推進の必要性は充分認識しつつも、その建設場所を考慮してほしいと切に願っている。

また、全国的にも、開発事業者が地元住民に対し事前の説明もなく、ある日突然森林伐採を行い開発行為が推進され、その結果、住民合意も形成されず、事業者との間で摩擦が生じているところもある。こうした再生可能エネルギー発電施設建設における課題は、多くの地方自治体が抱えている。

このため、本市では「土佐清水市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定し条例制定についても取り組みを開始しているものの、上位法となる法律が整備されていないため、罰則規定や強制力は無く計画の事前把握や協議にとどまっている状況である。

よって、国においては、再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者には義務づけることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図られるよう強く要望する。